証券コード 3591

株式会社ワコールホールディングス

第70期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2018年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 京都市南区吉祥院中島町29番地
当社本社ビル 10階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

本年から、株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

決議事項

第1号議案　取締役8名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件
第3号議案　役員賞与支給の件

目次

第70期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 16
計算書類 …… 44
監査報告 …… 48

証券コード 3591
2018年６月４日

株主の皆さまへ

京都市南区吉祥院中島町29番地
株式会社ワコール ホールディングス
代表取締役社長 塚 本 能 交

第７０期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年６月27日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　**2018年６月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**
2. **場　　所**　**京都市南区吉祥院中島町29番地（JR西大路駅前西入）**
当社本社ビル　10階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報 告 事 項

1. 第70期　（2017年４月１日から2018年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期　（2017年４月１日から2018年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

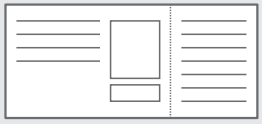
第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件

以　上

本年から、株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

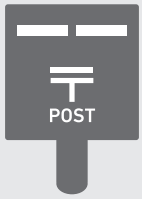
議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の３方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申しあげます。



株主総会への出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



郵　送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2018年６月27日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送をお願い申しあげます。



インターネット

詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

1.本招集ご通知に添付すべき書類のうち「連結資本勘定計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（※）に掲載しておりますので、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイト（※）に掲載した「連結資本勘定計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」も含まれております。

2.株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

3.本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代え、株主総会終了後、当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト ▶ https://www.wacoalholdings.jp/ir/soukai.html

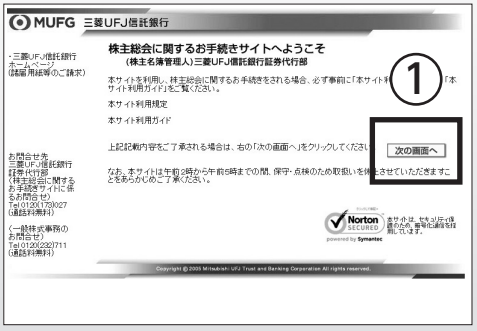
4.当日は節電対策の一環として、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。
株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から、議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことにより実施可能です。
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

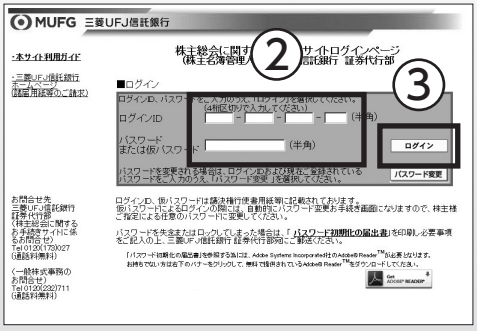
2018年６月27日（水曜日）午後５時30分まで承りますが、お早めにご行使ください。

1　議決権行使サイトへアクセス
https://evote.tr.mufg.jp/



① 「次の画面へ」をクリック

2　ログインする



② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③ 「ログイン」をクリック

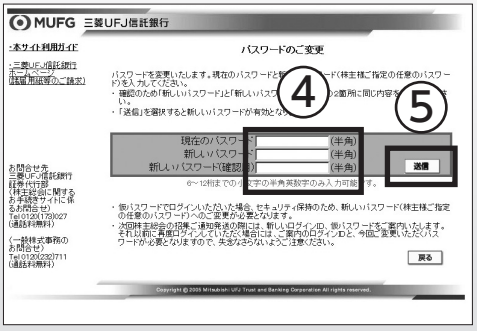
議決権行使のお取り扱い

1．書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
2．インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

3　パスワードを登録する



④ 仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し、新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力
⑤ 「送信」をクリック
⑥ 確認画面が出たら「確認」をクリック

以降はメニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120－173－027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役塚本能交氏、安原弘展氏、若林正哉氏、山口雅史氏、堀場　厚氏、黛　まどか氏、齋藤　茂氏の７名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営陣の強化を図るため取締役１名を増員して、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社では、「役員の選任基準」を定めております（当社ウェブサイト（ https://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html ））。本議案における取締役候補者は、すべてこの基準のもと選任しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	再任 塚本（つかもと）能交（よしかた） （1948年１月29日生）	1972年４月　当社入社 1977年11月　当社取締役 1981年11月　当社常務取締役 1984年９月　当社取締役副社長 1984年９月　当社代表取締役（現任） 1987年６月　当社取締役社長（現任） 2005年10月　株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 2011年４月　同社代表取締役会長	287,568株
	【重要な兼職の状況】 WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役会長		
	【選任理由】 1987年より当社代表取締役社長として経営を担っており、この豊富な経験及び実績を今後も当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	再任 安原弘展（やすはらひろのぶ） （1951年12月28日生）	1975年３月　当社入社 2005年４月　当社執行役員ウイングブランド事業本部長 2006年６月　株式会社ワコール取締役常務執行役員 ウイングブランド事業本部長 2010年４月　同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2011年４月　株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 2011年６月　当社取締役 2013年６月　当社専務取締役 2016年６月　当社取締役副社長（現任） 2018年４月　株式会社ワコール代表取締役会長（現任）	8,400株
	【重要な兼職の状況】 株式会社ワコール代表取締役会長		
	【選任理由】 主たる事業会社である株式会社ワコールの営業部門での豊富な経験に加え、2011年からは株式会社ワコールの代表取締役社長として、2018年4月からは同社代表取締役会長として経営を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	再任 わかばやし　まさや 若林　正哉 （1956年1月6日生）	1979年４月　当社入社 2008年４月　当社経営企画部長 2010年４月　株式会社ワコール執行役員総合企画室長 2011年４月　同社取締役執行役員総合企画室長 2013年４月　同社取締役常務執行役員総合企画室長 2014年４月　同社取締役常務執行役員管理部門担当 2014年６月　当社常務取締役グループ管理統括担当 2016年６月　当社取締役副社長グループ管理統括担当 2017年６月　当社取締役副社長グループ管理統括担当兼国際担当（現任）	9,900株
	【重要な兼職の状況】 和江留投資股份有限公司董事長		
	【選任理由】 主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ経理・経営企画部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	再任 山口 雅史（やまぐち まさし） （1957年11月26日生）	1981年４月　当社入社 2006年４月　株式会社ワコール ウイングブランド事業本部事業管理部長 2011年４月　同社執行役員人事部長 2013年４月　同社取締役執行役員人事総務本部長 2014年４月　同社取締役常務執行役員人事総務本部長 2015年４月　同社取締役専務執行役員 管理部門担当兼人事総務本部長 2015年６月　当社取締役人事総務担当 2017年４月　株式会社ワコール取締役副社長執行役員 管理部門担当兼人事総務本部長（現任） 2017年６月　当社常務取締役人事総務担当兼未来事業担当（現任）	2,700株
	【重要な兼職の状況】 株式会社ワコール取締役副社長執行役員		
	【選任理由】 主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ経理・人事部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	新任 宮城（みやぎ）　晃（あきら） （1960年10月18日生）	1984年３月　当社入社 2007年10月　株式会社ワコール ワコールブランド事業本部 事業統括部事業管理部長 2011年４月　華歌爾（中国）時装有限公司董事副総経理 2014年４月　当社経営企画部長（現任） 2017年４月　株式会社ワコール執行役員	2,500株
	【重要な兼職の状況】 特にありません。		
	【選任理由】 当社及び主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ事業管理・経営企画部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。なお、宮城　晃氏は新任の取締役候補者であります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	再任　社外 独立 まゆずみ 黛　まどか （戸籍上の氏名：黛　円） （1962年7月31日生）	1996年８月　俳句誌「月刊ヘップバーン」創刊・主宰 2001年１月　文部科学省文化審議会「国語分科会」委員 2004年12月　内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員 2013年５月　文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇話会」委員 2014年４月　文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員 2014年４月　当社顧問 2015年６月　当社取締役（現任）	0株
	【重要な兼職の状況】 北里大学客員教授、昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授、京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授、公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員		
	【社外取締役候補者とした理由及び在任期間】 黛　まどか氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、俳人として国内外の文化芸術分野において広く活躍されており、その見識と経験をもって当社の多様性尊重の経営に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、３年となります。		
	【当社との特別の利害関係】 黛　まどか氏については、主たる事業会社である株式会社ワコールが主催しておりますワコールスタディホール京都の俳句講座の講師業務等をお願いしております。その報酬額は年間100万円未満であり、この外の利害関係はありません。		

（注）1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（ https://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html ））。黛　まどか氏は、この基準を満たしております。
また、当社は、黛　まどか氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、黛　まどか氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

2. 当社は、黛　まどか氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、黛　まどか氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
7	再任　社外 独立 齋藤（さいとう）　茂（しげる） （1957年1月26日生）	1979年11月　株式会社トーセ入社 同社開発本部長 1985年10月　同社取締役 1987年２月　同社代表取締役社長 2004年９月　同社代表取締役社長兼CEO 2015年12月　同社代表取締役会長兼CEO（現任） 2017年６月　当社取締役（現任）	0株
	【重要な兼職の状況】 株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO、株式会社SCREENホールディングス社外取締役		
	【社外取締役候補者とした理由及び在任期間】 齋藤　茂氏は、他社において代表取締役会長を現任されており、培われた豊富な知見、経験のもと、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、１年となります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（ https://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html ））。齋藤　茂氏は、この基準を満たしております。
また、当社は、齋藤　茂氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、齋藤　茂氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

2. 当社は、齋藤　茂氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、齋藤　茂氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
8	新任　社外 独立 いわ　い　つね　ひこ 岩井恒彦 （1953年5月28日生）	1979年４月　株式会社資生堂入社 2002年４月　同社研究所製品化計画部長 2008年４月　同社執行役員技術部長 2014年６月　同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当 2016年１月　同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション本部長 2018年３月　同社シニアアドバイザー（現任）	0株
	【重要な兼職の状況】 株式会社資生堂シニアアドバイザー		
	【社外取締役候補者とした理由】 岩井恒彦氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に関する専門知識を有されており、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、岩井恒彦氏は新任の社外取締役候補者であります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（ https://www.wacoal holdings.jp/csr/pr_cg.html ））。岩井恒彦氏は、この基準を満たしております。
また、当社は、本総会において、岩井恒彦氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

2. 当社は、本総会において、岩井恒彦氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役片柳　彰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、当社では、「役員の選任基準」を定めております（当社ウェブサイト（ https://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html ））。本議案における監査役候補者は、この基準のもと選任しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
新任　社外 独立 島田（しまだ）　稔（みのる） (1955年2月22日生)	1977年４月　株式会社東京銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）入行 2004年６月　株式会社東京三菱銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）執行役員営業第一本部営業第四部長 2005年５月　同行執行役員ニューヨーク支店長 2008年４月　株式会社三菱東京UFJ銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員名古屋営業本部長 2010年６月　綜通株式会社代表取締役副社長 2011年６月　内外建設株式会社代表取締役社長（現任） 2012年６月　綜通株式会社代表取締役社長（現任） 2012年６月　綜通アメニティサービス株式会社代表取締役社長（現任）	0株
【重要な兼職の状況】 綜通株式会社代表取締役社長、内外建設株式会社代表取締役社長、綜通アメニティサービス株式会社代表取締役社長		
【社外監査役候補者とした理由】 島田　稔氏は、金融機関における長年の経験と経営者としての豊富な見識に加え、米国現地法人の経営をはじめとした海外経験を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、島田　稔氏は新任の社外監査役候補者であります。		
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（ https://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html ））。
島田　稔氏は2010年６月まで、当社の大株主であり借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でありましたが、同行の業務執行者を退任して３年以上が経過していることから、当社の「社外役員の独立性基準」を満たしております。
また、当社は、本総会において、島田　稔氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

2. 当社は、本総会において、島田　稔氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第36条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

3. 島田　稔氏は現在、綜通株式会社の代表取締役社長でありますが、2018年６月25日付で取締役会長に就任する予定であります。

4. 島田　稔氏は現在、内外建設株式会社の代表取締役社長でありますが、2018年６月22日開催予定の同社株主総会終結の時をもって退任する予定であります。

5. 島田　稔氏は現在、綜通アメニティサービス株式会社の代表取締役社長でありますが、2018年６月22日開催予定の同社株主総会終結の時をもって退任する予定であります。

6. 島田　稔氏は2018年７月１日付で株式会社フルタイムシステムの特別顧問に就任する予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役のうち、社外取締役を除く４名に対し、当事業年度の業績等を勘案して役員賞与総額5,700万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

報告事項に関する添付書類

事業報告（2017年４月１日から 2018年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(a) 事業の状況

当連結会計年度（2017年４月１日～2018年３月31日）の国内景気は雇用情勢の改善から、一部には個人消費が持ち直す兆しが見られました。しかしながら、国内のレディスインナー市場を取り巻く環境は、将来不安による節約志向が根強く個人消費の回復が鈍いことや、量販店等の閉店や在庫調整が続いていることなどから、依然、厳しい状況となりました。一方、海外の市場環境は、米国では消費者マインドが高水準を維持し、ヨーロッパでは英国のEU離脱を巡る不透明感があるものの、ユーロ圏の雇用環境は引き続き改善しており、欧米の個人消費は堅調に推移しました。中国では実質可処分所得が高い伸びを示し個人消費が堅調だったほか、雇用不安も薄れ、実質小売売上高では高水準の伸びが続きました。

このような環境において、当社グループは中期経営計画で掲げた目標の達成に向けて、事業構造の整備と強化を進めました。国内事業においては、卸売事業組織の再編と強化による経営効率の向上、卸売事業と小売事業とのシナジーを発揮するオムニチャネルサービスの具体化、在庫効率を高めるための基幹ITの整備、ブランドや商品グループの見直しによる採算性の向上に注力しました。海外事業においては、欧米やアジア地域間の事業連携、ECへの対応力の強化、中国やASEANの商品供給拠点における品質・コスト競争力の向上に取り組みました。

当連結会計年度の連結売上高合計は、前期に比べ0.1％の微減となりました。国内は卸売事業の苦戦が続き前期を２％下回ったものの、海外はECを通じた販売が好調だったほか、実店舗においても欧米と中国の既存店が堅調に推移し、前期を７％上回りました。一方、ピーチ・ジョン事業及びその他は、ともに減収となりました。

連結営業利益は、前期に比べ13.3％の増加となりました。国内の事業収益性の向上に向けた取り組みのほか、海外の増収による売上利益額の増加が寄与しました。また、子会社の工場用地退去に伴う補償金収入を計上したことや、前期に発生したフランス子会社の清算手続に伴う一時的な費用影響がなくなったことも増益要因となりました。

連結税引前当期純利益は、前期に固定資産（土地）売却益を計上したため、その反動から前期に比べ13.8％の減少となりました。

なお、当連結会計年度の主要な為替換算レートは、１米ドル＝110.85円、１英ポンド＝147.03円、１中国元＝16.63円です。

・売上高　1,957億25百万円　（前期比　0.1％減）
・営業利益　125億34百万円　（前期比　13.3％増）
・税引前当期純利益　142億86百万円　（前期比　13.8％減）
・当社株主に帰属する当期純利益　97億45百万円　（前期比　22.2％減）

オペレーティング・セグメントの実績は次のとおりであります。

①ワコール事業（国内）

株式会社ワコールは、当期から従前のワコールブランド事業本部、ウイングブランド事業本部を改組し、「ワコール」ブランド商品の企画開発と、主に百貨店と専門店チャネルへの卸売事業を担当する「ワコールブランド事業本部」、および「ウイング」ブランド商品の企画開発と、主に量販店への卸売事業を担当する「チェーンストア事業本部」に再編しました。

ワコールブランド事業本部とチェーンストア事業本部を合わせた卸売事業を中心とする売上高は、前期に比べ２％の減少となりました。百貨店における店頭ベースの販売額は、訪日外国人消費によって東京、大阪圏では大きく拡大した一方、関東、甲信越、北陸の地方都市では低調に推移したことが響いて前期並みとなりました。また量販店における店頭ベースの販売額は、競合の激しい主力店では、「ワコール」と「ウイング」の両ブランドを効果的に展開する「Dual W（デュアルダブル）」売場への改装を積極的に進め市場シェアを拡大したものの、メンズインナーウェアやナイトウェアが振るわず前期並みにとどまりました。主力のブラジャーの店頭ベースの販売額は、「ワコール」ブランドでは快適性を訴求したブラジャー「GOCOCi（ゴコチ）」が前期比2.9倍とけん引した結果、６％増加した一方、「ウイング」ブランドでは１％の増加にとどまりました。店頭ベースの販売額は堅調だったものの、百貨店、量販店の閉店や在庫調整が卸売売上に影響を及ぼしました。

小売事業本部の売上高は、事業収益性の向上を優先し、新規出店を最小限に抑えた一方、不採算店舗11店を閉鎖した結果、前期に比べ１％の増加にとどまりました。直営店を横断展開するブラジャー「BRAGENIC（ブラジェニック）」の販売額は前期に比べ54％増加し全体の約２割を占め、主力の直営店「AMPHI（アンフィ）」を中心に、会員顧客が66万人を超えました。１品番当たりの売上を高める取り組みや、有力顧客との関係強化による値引き販売の削減に注力しました。

ウエルネス事業部の売上高は、前期比５％の減少となりました。「サクセスウォーク」は好調に推移したものの、主力の「CW-X（シーダブリューエックス）」が、一部のスポーツ量販店との取り引き中止などから９％減少したことが響きました。

WEB販売事業部（旧称・通信販売事業部）の売上高は、前期比１％の増加となりました。ウェブストア事業では、小売事業本部と連動した会員顧客への案内や休眠顧客の掘り起こしのほか、電話による受注対応の強化やビューティーアドバイザーによる相談サービスを開始したことで14%の増加となりました。一方、カタログ事業では冬号、春号においても利用者、購買客数ともに漸減傾向が続き４％の減少となりました。

株式会社Ai（アイ）の売上高は、前期比８％の減少と苦戦しました。主力の水着事業では、短期販売員の確保が困難になるなか、最盛期の季節型店舗数を縮小し店舗当たりの売上効率を高めることを図りましたが、前期比５％の減少となりました。また下着事業も不採算店の閉鎖や商品の競争力低下等により14%の減少と振るいませんでした。

以上の結果、当該セグメントの売上高は前期に比べ1.9%の減少となりました。

営業利益は、前期に比べ13.3%増加しました。IT環境の整備費用や健康保険料の料率改定に伴う費用が増加した一方、卸売事業における返品高の削減をはじめとする経営効率を高める取り組みや、小売事業における収益性の強化を進めることによって、売上利益率の改善や販管費の抑制に努めました。このほか、第１四半期に子会社の工場用地退去に伴う補償金の収入を計上したことが寄与しました。

・売上高	1,160億85百万円	（前期比	1.9%減）
・営業利益	78億85百万円	（前期比	13.3%増）

②ワコール事業（海外）

ワコールインターナショナル（米国）の現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ３％増加しました。自社EC、他社ECを通した販売が高い伸びを示して全体をけん引したことに加えて、「ワコール」ブランドの取扱い百貨店の店舗数の増加に伴って、初回納品が第１四半期に上乗せされたことが寄与しました。しかしながら、通期において、百貨店（実店舗）の店頭ベースの販売額は堅調を維持したものの、一部百貨店やEC専業の得意先による在庫調整から、下半期のみの売上高は前年同期を３％下回る結果となりました。

現地通貨ベースの営業利益は、前期に比べ２％の増加（営業利益率11%）となりました。値引き販売の縮小や自社ECによる売上構成比の増加に伴って売上利益率が上昇した一方、自社ECの販売強化に向けたリスティング広告やサイト改編費用の投下に加え、医療保険料率の上昇によって販管費率が高まりました。このほか、第４四半期に米国内子会社（ワコールスポーツサイエンス）の組織再編に伴い、一時的な費用を計上したことが響きました。

ワコールヨーロッパの現地通貨（英ポンド）ベースの売上高は、前期に比べ３％増加しました。フランスでは、事業清算したブランドの売上が消失したことで前期を下回りましたが、主軸の英国、米国では高級下着を専業とする他社ECおよび専門店チェーンが堅調に推移しました。また、ドイツやスペインでは得意先における取り扱いブランド数の拡大と合わさって、ユーロ高による売上の嵩上げも寄与したことから前期比二桁増となりました。下着では、引き続き豊満体型女性向けブランド「elomi（エロミ）」が好調で前期比20％の増加、水着では、「FANTASIE（ファンタジー）」、「Freya（フレヤ）」がともに17％の増加となって各国の売上伸長を支えました。

営業利益は、前期はフランス子会社の清算手続に伴う一時的な費用計上を受けて赤字でしたが、当期は営業利益率９％となりました。ドル安の進展と輸送費の削減で売上利益率が改善したこと、加えて自社EC改編時期の延期によって販管費が抑制されたことから、計画を上回る収益の改善となりました。

中国ワコールの現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ10％増加しました。消費者のファッション感度の高まりを捉え、春節や婦人節、国慶節といった需要期には特設売場の開設のほか、販促施策を強化しました。この結果、百貨店１店当たり売上高は前期比８％の増加となりました。また、他社ECを通じた売上高は、通常価格で販売する商品の取り扱いを強化したことに加えて、「双十一（ダブルイレブン）」当日の売上も好調で、29％の増加となりました。ブランド別には、「ワコール」ブランドが10％の増加となったほか、「ピーチ・ジョン」ブランドも「谷間見せないストラップレス」ブラがヒットするなど、着実に愛用者が拡がり51％の増加となりました。

現地通貨ベースの営業利益は、前期に比べ９％の増加（営業利益率５％）となりました。引き続き採算性の低い売場の撤退による販管費抑制に努めましたが、第４四半期は、特価品の効率的な販売を目的に集中管理を行う物流倉庫を新しく稼働させたことや、EC販売の強化に向けた広告費の投下を行ったことなどから販管費率が上昇しました。

以上の結果、邦貨換算後の当該セグメントの売上高は前期に比べ7.2％増加しました。また、営業利益はタイの材料会社（A（エー）テックテキスタイル）にかかるのれんの減損損失２億６百万円を計上しましたが、26.1％の増加となりました。

・売上高	518億88百万円	（前期比	7.2％増）
・営業利益	38億52百万円	（前期比	26.1％増）

③ピーチ・ジョン事業

当該セグメントの売上高は、国内の通販事業が振るわず前期を2.8%下回る結果となりましたが、営業利益は、国内の売上利益率の改善と中国事業の収益性向上を受けて、前期に比べ17.9%の増加となりました。

国内売上高は、店舗事業が前期並みにとどまりました。プレミアム感ある演出を施した「SALON（サロン）by ピーチ・ジョン」は新規出店による上乗せがあり31%の増加と伸びましたが、「ピーチ・ジョン」は第４四半期に発売した「ミラクルワークブラ」が好調だったものの来店客数の減少が響き２%減少しました。通販事業は前期を12%下回りました。購買単価は上昇しましたが、話題性に欠けたことで自社ECへの訪問客数が落ち込みました。他社ECに向けた外販事業は、第４四半期のセール販売が好調だったことなどから前期を４%上回りました。海外においては、５月に営業を始めた台湾子会社で計画を56%上回る結果となりました。とりわけ自社ECでは売上計画の２倍となりました。

営業利益は、国内インナーウェアの値引き販売の減少によって売上利益率が改善したことに加えて、広告宣伝費等を削減したこと、また、中国、台湾における売上拡大を受けて収益性の向上が進んだことが寄与しました。

・売上高	107億95百万円	（前期比	2.8%減）
・営業利益	4億41百万円	（前期比	17.9%増）

④その他

ルシアンの売上高は、前期に比べ16%の減少となりました。主力のインナー事業において、大手量販店向けPBの受注が採用品番数の縮小や、店頭売上の不振を受けて減少し13%下回ったことが響きました。加えて、アート・ホビー事業では刺しゅう等の手芸用品は堅調だったものの、ソーイング生地が低調で４%減少と苦戦し、マテリアル事業では服飾レースの需要減少が響き13%減少と振るいませんでした。また、アパレル事業は量販店向けPB事業の撤退とテレビ通販の販売不振を受けて47%減少と大きく落ち込みました。

営業利益は、販管費を抑制したものの、減収に伴い売上利益額が落ち込んだことに加えて、前期に為替変動による売上利益額の嵩上げ効果が生じたことの反動もあって前期に比べ86%減少する結果となりました。

七彩の売上高は、前期を２%下回る結果となりました。依然、衣料品業界の景況感に顕著な改善はないものの、下半期に入って、百貨店の特設売場向けなど短期のレンタル需要、百貨店・専門店改装の工事需要に持ち直しが見られました。この結果、レンタル事業、物販事業ではおおむね前期並みを確保しました。しかしながら、工事事業では前期の大型受注を補い切れず２%の減少となり、全体に影響しました。

営業利益は、レンタル事業の原価率改善と工事事業の売上構成比の低下に伴って、売上利益率が改善したことから前期に比べ90%の増加となりました。

以上の結果、当該セグメントの売上高は前期比5.6%の減少、営業利益は47.4%の減少となりました。

・売上高　169億57百万円　（前期比　5.6%減）
・営業利益　3億56百万円　（前期比　47.4%減）

オペレーティング・セグメント情報

（単位　金額：百万円、比率：%）

	ワコール事業(国内)	ワコール事業(海外)	ピーチ・ジョン事業	そ の 他	計
売 上 高	116,085	51,888	10,795	16,957	195,725
前 期 比	98.1	107.2	97.2	94.4	99.9

（注）1. セグメント情報は、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。
2. 各事業の主な製品
ワコール事業（国内）…インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他
ワコール事業（海外）…インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他繊維関連商品他
ピーチ・ジョン事業　…インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他
その他　……インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

(b) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(c) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、58億84百万円であります。これらは、主に、子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位　金額：百万円)

区　分	2014年度 第　67　期 金　額	2015年度 第　68　期 金　額	2016年度 第　69　期 金　額	2017年度 第 70 期(当期) 金　額
売上高	191,765	202,917	195,881	195,725
営業利益	7,082	13,865	11,065	12,534
当社株主に帰属する当期純利益	8,444	11,159	12,525	9,745
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	119円91銭	158円46銭	180円26銭	143円46銭
総資産	300,272	292,854	294,958	298,534
株主資本	228,857	224,374	227,568	232,712
1株当たり株主資本	3,249円87銭	3,185円80銭	3,317円05銭	3,454円40銭

(注) 1. 上記の連結経営指標は米国会計基準に基づく金額であります。このため、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 1株当たり株主資本は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
4. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第67期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり株主資本を算定しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位　金額：百万円)

区　分	2014年度 第　67　期 金　額	2015年度 第　68　期 金　額	2016年度 第　69　期 金　額	2017年度 第 70 期(当期) 金　額
営業収益	10,898	10,934	13,139	12,644
経常利益	7,350	7,044	9,215	6,308
当期純利益(△純損失)	△541	6,739	11,453	6,461
1株当たり当期純利益(△純損失)	△7円70銭	95円70銭	164円85銭	95円12銭
総資産	168,762	163,972	165,113	160,140
純資産	140,578	143,135	145,496	140,510
1株当たり純資産額	1,990円97銭	2,026円40銭	2,114円38銭	2,078円38銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益（△純損失）は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第67期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益（△純損失）及び1株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 対処すべき課題

国内においては、雇用環境の改善に伴い、緩やかな経済回復が期待されるものの、消費者の節約志向が依然強く、個人消費の回復は今後も不透明です。また、商業施設の撤退が続き、国内レディスインナーウェア市場をとりまく環境は厳しい状況が続きます。一方、訪日外国人消費の拡大や新しい流通チャネルの台頭、女性の社会進出や活躍の広がり、また、2020年東京オリンピック開催など、新たな市場機会が生まれています。

海外においては、米国政権の貿易・金融政策、ヨーロッパ各国の政治動向、中国経済の先行きなど、リスク要因は多いものの、海外事業が当社グループ最大の成長エンジンであることに変わりはありません。

それぞれの国や地域の社会環境や消費者ニーズを的確に捉え、現地市場に根差した商品・マーケティング戦略を確立する必要があります。先駆的な商品開発によってブランド価値を向上し、組織・人員の生産性と運転資本の効率を高めます。また、各国、地域におけるマネジメント体制の強化によって一層の収益改善に取り組み、強い経営基盤の構築を進めます。さらに、中国・アセアン諸国の賃金上昇、材料調達のリスクなど、製造環境の厳しさが増すなか、グローバルサプライチェーンを拡張し、商品競争力の向上と安定供給を可能にするグループ内連携を強化します。合わせて、当社グループ商品の製造に関わる全てのお取引先と緊密なパートナーシップを築き、「品質」「価格」「納期」のみならず、「人権」「労働慣行」「環境」「倫理」など、社会的な要求事項に対する責任を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

⑷ 主要な事業内容

オペレーティング・セグメント	事　業　内　容
ワコール事業（国内）	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売
ワコール事業（海外）	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売
ピーチ・ジョン事業	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売
その他	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他

⑸ 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

②子会社の主要な事業所及び工場

㈱ワコール（京都府）、㈱ピーチ・ジョン（東京都）、㈱ルシアン（京都府）、
九州ワコール製造㈱（長崎県）、㈱七彩（京都府）、㈱トリーカ（大阪府）、
WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、
WACOAL EUROPE LTD.（英国）、WACOAL EMEA LTD.（英国）、
WACOAL EUROPE SAS（仏国）、
WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO.,LTD.、
WACOAL HONG KONG CO.,LTD.、和江留投資股份有限公司（台湾）、
華歌爾（中国）時装有限公司、A TECH TEXTILE CO.,LTD.（タイ）

⑹ 従業員の状況

①企業集団の従業員

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
ワコール事業（国内）	7,658	－
ワコール事業（海外）	10,885	△145
ピーチ・ジョン事業	432	12
その他	1,929	△102
合計	20,904	△235

（注）1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員　771名）は含んでおりません。

②当社の従業員

従業員数（名）	前期末比増減数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
95	14	47.2	21.2

（注）従業員数は、就業人員であります。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要事業内容	摘要
		百万円	%		
㈱ワコール	京都市南区	5,000	100.0	衣料品の製造販売	
㈱ピーチ・ジョン	東京都渋谷区	90	100.0	衣料品の販売	
㈱ルシアン	京都市南区	90	100.0	衣料品及びその他繊維関連製品の製造販売	
㈱七彩	京都市南区	90	99.9	マネキン人形及びディスプレイ器具の製造販売 店舗設計・施工	
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国ニューヨーク市	千USドル 20,000	100.0	米国子会社への投資	※1
WACOAL AMERICA,INC.	米国ニューヨーク市	2,062	100.0	衣料品の製造販売	※2
WACOAL EUROPE LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	千ポンド 175	100.0	子会社への投資	
WACOAL EMEA LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	250	100.0	衣料品の製造販売	※3
A TECH TEXTILE CO.,LTD.	タイ王国バンコク市	百万タイバーツ 1,000	54.2	原材料の製造販売	※4

(注)※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.は、当社の子会社㈱ワコールが100%出資している会社であります。
※2 WACOAL AMERICA, INC.は、WACOAL INTERNATIONAL CORP.が100%出資している会社であります。
※3 WACOAL EMEA LTD.は、当社の子会社WACOAL EUROPE LTD.が100%出資している会社であります。
※4 A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の子会社㈱ワコールが54.2%出資している会社であります。

(8) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	72,336百万円	160,140百万円

(9) 主要な借入先の状況（2018年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,300百万円
株式会社京都銀行	700
株式会社滋賀銀行	500

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行となっております。

2. 会社の株式に関する事項（2018年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数 250,000,000株

（注）当社は、2017年６月29日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、2017年10月1日付で普通株式２株を１株とする株式併合を行いました。これにより、発行可能株式総数は、前期末（500,000,000株）に比べ250,000,000株減少しました。

⑵ 発行済株式の総数 71,689,042株（自己株式4,322,121株を含む。）

（注）当社は、2017年６月29日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、2017年10月1日付で普通株式２株を１株とする株式併合を行いました。これにより、発行済株式の総数は、前期末（143,378,085株）に比べ71,689,043株減少しました。

⑶ 株主数 13,808名

⑷ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,295	4.89
明治安田生命保険相互会社	3,050	4.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,895	4.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,409	3.58
株式会社京都銀行	2,352	3.49
日本生命保険相互会社	1,836	2.73
株式会社滋賀銀行	1,823	2.71
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,525	2.26
第一生命保険株式会社	1,366	2.03
旭化成株式会社	1,241	1.84

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式4,322,121株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	保有状況
第１回新株予約権（2008年７月30日）	19個	普通株式 9,500株	１株当たり １円	2008年９月２日～ 2028年９月１日	取締役１名
第２回新株予約権（2008年７月30日）	４個	普通株式 2,000株	１株当たり １円	2008年９月２日～ 2028年９月１日	取締役１名 （注）２
第３回新株予約権（2009年７月30日）	20個	普通株式 10,000株	１株当たり １円	2009年９月２日～ 2029年９月１日	取締役１名
第４回新株予約権（2009年７月30日）	４個	普通株式 2,000株	１株当たり １円	2009年９月２日～ 2029年９月１日	取締役１名 （注）２
第５回新株予約権（2010年７月30日）	21個	普通株式 10,500株	１株当たり １円	2010年９月２日～ 2030年９月１日	取締役１名
第６回新株予約権（2010年７月30日）	４個	普通株式 2,000株	１株当たり １円	2010年９月２日～ 2030年９月１日	取締役１名 （注）２
第７回新株予約権（2011年７月29日）	31個	普通株式 15,500株	１株当たり １円	2011年９月２日～ 2031年９月１日	取締役２名
第８回新株予約権（2011年７月29日）	８個	普通株式 4,000株	１株当たり １円	2011年９月２日～ 2031年９月１日	取締役１名 （注）２ 監査役１名 （注）３
第９回新株予約権（2012年７月31日）	35個	普通株式 17,500株	１株当たり １円	2012年９月４日～ 2032年９月３日	取締役２名
第10回新株予約権（2012年７月31日）	６個	普通株式 3,000株	１株当たり １円	2012年９月４日～ 2032年９月３日	取締役１名 （注）２ 監査役１名 （注）３
第11回新株予約権（2013年７月31日）	34個	普通株式 17,000株	１株当たり １円	2013年９月３日～ 2033年９月２日	取締役２名
第12回新株予約権（2013年７月31日）	12個	普通株式 6,000株	１株当たり １円	2013年９月３日～ 2033年９月２日	取締役２名 （注）２ 監査役１名 （注）３
第13回新株予約権（2014年７月31日）	34個	普通株式 17,000株	１株当たり １円	2014年９月２日～ 2034年９月１日	取締役３名

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	保有状況
第14回新株予約権（2014年７月31日）	６個	普通株式 3,000株	１株当たり １円	2014年９月２日～ 2034年９月１日	取締役１名（注）２ 監査役１名（注）３
第15回新株予約権（2015年７月31日）	32個	普通株式 16,000株	１株当たり １円	2015年９月２日～ 2035年９月１日	取締役４名
第17回新株予約権（2016年７月29日）	43個	普通株式 21,500株	１株当たり １円	2016年９月２日～ 2036年９月１日	取締役４名
第19回新株予約権（2017年７月31日）	28個	普通株式 14,000株	１株当たり １円	2017年９月２日～ 2037年９月１日	取締役４名

（注）1. 社外取締役及び社外監査役は、新株予約権を保有しておりません。
2. 取締役保有分は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。
3. 監査役保有分は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。
4. 新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、500株であります。
5. 2017年10月１日付で行った普通株式２株を１株とする株式併合により、「目的となる株式の種類と数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として子会社の役員に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	交付状況
第20回新株予約権（2017年７月31日）	18個	普通株式 9,000株	１株当たり １円	2017年９月２日～ 2037年９月１日	㈱ワコールの取締役７名

（注）1. 新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、500株であります。
2. 2017年10月１日付で行った普通株式２株を１株とする株式併合により、「目的となる株式の種類と数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚本能交	株式会社ワコール代表取締役会長 WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役会長
取締役副社長	安原弘展	株式会社ワコール代表取締役社長執行役員
取締役副社長	若林正哉	グループ管理統括担当兼国際担当 和江留投資股份有限公司董事長
常務取締役	山口雅史	人事総務担当兼未来事業担当 株式会社ワコール取締役副社長執行役員
取締役	堀場厚	株式会社堀場製作所代表取締役会長兼グループＣＥＯ 株式会社堀場エステック代表取締役会長 株式会社ロック・フィールド社外取締役
取締役	黛まどか	北里大学客員教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授 京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授 公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員 国立新美術館評議員
取締役	齋藤茂	株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO 株式会社SCREENホールディングス社外取締役
常勤監査役	中村友紀	
常勤監査役	廣島清隆	株式会社ワコール監査役
監査役	片柳彰	TOTO株式会社社外監査役
監査役	白井弘	公認会計士・白井公認会計士事務所所長 株式会社ノーリツ社外監査役 株式会社アルテコ社外監査役 大阪市立大学理事
監査役	浜本光浩	きっかわ法律事務所パートナー弁護士 東亜バルブエンジニアリング株式会社社外取締役

（注）1. 取締役堀場　厚氏、黛　まどか氏、齋藤　茂氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役片柳　彰氏、白井　弘氏、浜本光浩氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 常勤監査役中村友紀氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役白井　弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 社外取締役堀場　厚氏、黛　まどか氏、齋藤　茂氏及び社外監査役片柳　彰氏、白井　弘氏、浜本光浩氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役８名　322百万円（うち社外　４名　25百万円）
監査役６名　 58百万円（うち社外　４名　21百万円）

（注）1. なお、当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外３名）、監査役５名（うち社外３名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2017年６月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名及び社外監査役１名が含まれているためであります。

2. なお、報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・本定時株主総会において決議予定の役員賞与57百万円（社外取締役を除く取締役４名 57百万円）
・ストック・オプションによる報酬額41百万円（社外取締役を除く取締役４名 41百万円）

⑶ 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	堀場　厚	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、海外事業及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取締役	黛　まどか	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、文化芸術に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取締役	齋藤　茂	2017年６月29日就任以来、開催の取締役会９回のうち７回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	片柳　彰	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に、また監査役会15回のうち11回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	白井　弘	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	浜本光浩	2017年６月29日就任以来、開催の取締役会９回の全てに、また監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	141,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	187,591千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD.、A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるグループ経理規程作成に向けた助言・指導及びCSR調達推進活動に関するコンサルティング業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認し、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第１項により会計監査人の報酬に同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。

また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。

・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当し、ワコールグループ全体に対する企業倫理及びリスク管理の対応を行います。

・ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務･コンプライアンス部へ報告できる体制となっています。この体制には内部通報制度(企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部及び外部法律事務所が窓口）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。

・当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとします。以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。

＊株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録
取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書

・前記に定める文書（＊）の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによりますが、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
・リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
・企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とします。
・取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
・ワコールグループ各社の業績は月次単位で把握し、取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会、グループ戦略会議を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討し、必要に応じて目標の見直しを行います。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
・監査室はコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。
・主要な子会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。
・外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
・監査役補助者は専任とし、任命・評価・人事異動・懲戒その他に関して、監査役の意見を聴取し、これを尊重することで、監査役補助者の実効性と独立性を確保します。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
・ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは受けません。
・ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
　グループ経営会議に付議された事項
　月次、四半期のグループ経営状況
　内部監査結果
　内部通報制度への通報の状況
　上記の他重要な事項

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役の過半数は独立社外監査役とし、経営の透明性・中立性を高めます。
・監査役は監査室所属の使用人に対して監査業務に必要な事項を要求することができます。また監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
・監査役は取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
・監査役は監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
・監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

⑵　「業務の適正を確保する体制」運用状況の概要

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しました。
・法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やe-ラーニング等を継続して実施しました。また、海外グループ会社に対する啓発活動や内部通報制度の充実に取り組んでいます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業倫理・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しました。
・2017年４月より、倫理的な調達の仕組みの構築と定着を目的にＣＳＲ調達推進プロジェクトを発足し、2017年10月にグループ共通の調達方針として、人権・労働慣行・環境や倫理などの社会的要求事項への配慮を重視する企業との取引を推進することなどを定めた「ＣＳＲ調達ガイドライン」を制定しました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役７名のうち３名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。また2015年４月に「役員の選任基準」「社外役員の独立性基準」を定めました。
・2019年３月期事業年度のワコールグループ経営方針について検討・立案しました。
・四半期業績確認会、グループ戦略会議を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行いました。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
・監査室は年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

・現在、監査室は、監査役の求めに応じて適時その職務の補助を行っており、また、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんので、監査役補助者は任命されていません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また内部監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役５名のうち３名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めております。
・会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しております。
・監査役は、取締役へのヒアリング、国内外子会社往査などを行いました。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けました。
・監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しました。

⑶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆さまへの利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、１株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆さまへの還元を図らせていただきたいと考えています。また、自己株式の取得についても、フリー・キャッシュ・フローレベルや市場環境を勘案しながら機動的に行い、資本効率の向上と株主の皆さまへの還元を図ってまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2018年５月15日開催の取締役会にて１株当たり36円、効力発生日を2018年６月５日とする決議をいたしました。これにより、中間で実施した配当金も含めて当事業年度の年間配当金は１株当たり54円となります。

なお、当社は2017年10月１日付で、普通株式２株を１株とする株式併合を実施しております。当事業年度の年間配当金は、株式併合前の中間配当金と株式併合後の期末配当金を合計したものであり、株式併合実施前を基準に換算すると、期末配当金は１株につき18円、年間配当金は、１株当たり36円に相当いたします。

⑷ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、1949年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆さまの共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

②取組みの具体的な内容

・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

（企業価値向上のための取組み）

当社は、更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するために2005年に持株会社体制に移行し、中期経営計画や各年度の経営方針の下、国内及び海外での事業拡大をM&Aの実施も含めて推進するとともに、収益性の改善に努め、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

当社は、今後も引き続き、上記①記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎの無い企業ブランド「ワコール」を築き上げていきます。2017年３月期をスタートとする中期経営計画においても中期方針として、(1)国内事業の収益性向上(2)海外事業の更なる成長(3)各社連携によるグループシナジーの発揮と競争力の強化(4)グループ経営基盤の整備(5)新規事業への挑戦を掲げて企業価値の向上に取り組んでいきます。

（コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み）

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおりの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、2018年３月31日現在、取締役７名で構成され、経営方針、経営戦略等の重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役７名のうち、３名は独立性の高い社外取締役とし、経営・文化芸術に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は１年間とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、2018年３月31日現在、監査役５名で構成され、うち３名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

なお、当社は、上記社外取締役３名及び社外監査役３名全員を、独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ております。

当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ会社管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っており、同じく「グループ経営会議」の傘下に設置する「グループ戦略会議」においては、「グループ経営会議」の出席者に加えて国内・海外の主要事業会社の責任者が参加し、経営課題の共有と重要事項の検討を行っております。

この他に、全社委員会として、「企業倫理・リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2015年６月26日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定しこれを更新（これらは2006年６月29日新規導入）しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した３名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき新株予約権２個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式１株を取得することができるものですが、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権１個と引換えに、原則として当社株式１株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、2015年６月26日開催の定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆さまには、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆さまが新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

③上記②の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記①記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約３年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

※本プランは当事業年度末時点のものを記載しております。本プランの有効期間は、本総会の終結時までとなっており、当社は2018年４月26日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。

連結貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**105,812**	**流動負債**	**39,632**
現金及び現金同等物	29,487	短期借入金	7,104
定期預金	4,296	支払手形	1,174
有価証券	1,567	買掛金	11,393
売掛債権	25,873	未払金	7,053
返品調整引当金及び貸倒引当金	△2,459	未払給料及び賞与	7,213
たな卸資産	42,676	未払税金	1,979
その他流動資産	4,372	一年内返済予定長期債務	50
有形固定資産	**54,333**	その他流動負債	3,666
土地	21,561	**固定負債**	**21,405**
建物及び構築物	73,618	長期債務	138
機械装置及び工具器具備品等	18,268	退職給付に係る負債	1,852
建設仮勘定	254	繰延税金負債	17,231
減価償却累計額	△59,368	その他固定負債	2,184
その他の資産	**138,389**	**負債合計**	**61,037**
関連会社投資	22,512	**資本の部**	
投資	69,318	**資本金**	**13,260**
のれん	16,594	**資本剰余金**	**29,765**
その他の無形固定資産	12,859	**利益剰余金**	**172,418**
前払年金費用	10,178	**その他の包括損益累計額**	**28,597**
繰延税金資産	1,194	為替換算調整勘定	2,274
その他	5,734	未実現有価証券評価損益	27,424
		年金債務調整勘定	△1,101
		自己株式	**△11,328**
		株主資本合計	**232,712**
		非支配持分	**4,785**
資産合計	**298,534**	**資本合計**	**237,497**
		負債及び資本合計	**298,534**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

連結損益計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		195,725
営業費用		
売上原価	91,909	
販売費及び一般管理費	91,784	
補償金収入	△708	
のれん減損損失	206	183,191
営業利益		**12,534**
その他の収益・費用（△）		
受取利息	194	
支払利息	△10	
受取配当金	1,329	
有価証券・投資売却及び交換損益（純額）	203	
有価証券・投資評価損益（純額）	3	
為替差損益（純額）	△189	
その他の損益（純額）	222	1,752
税引前当期純利益		**14,286**
法人税等		
当期税額	4,880	
繰延税額	662	5,542
持分法による投資損益調整前当期純利益		**8,744**
持分法による投資損益		916
当期純利益		**9,660**
非支配持分帰属損益		85
当社株主に帰属する当期純利益		**9,745**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,599**	**流動負債**	**18,145**
現金及び預金	8,063	支払手形	31
有価証券	10	短期借入金	2,500
繰延税金資産	53	関係会社短期借入金	14,825
関係会社短期貸付金	4,554	未払金	519
その他	1,303	未払費用	14
貸倒引当金	△2,385	未払法人税等	113
固定資産	**148,540**	賞与引当金	74
有形固定資産	**39,902**	役員賞与引当金	57
建物	20,070	その他	10
構築物	271	**固定負債**	**1,483**
機械装置	25	繰延税金負債	1,057
工具、器具及び備品	1,192	その他	426
土地	18,342	**負債合計**	**19,629**
無形固定資産	**588**	**純資産の部**	
借地権	585	**株主資本**	**140,016**
その他	2	**資本金**	**13,260**
投資その他の資産	**108,049**	**資本剰余金**	**29,294**
投資有価証券	596	資本準備金	29,294
関係会社株式	107,066	**利益剰余金**	**108,790**
その他	386	利益準備金	3,315
		その他利益剰余金	105,475
		固定資産圧縮積立金	4,281
		別途積立金	90,000
		繰越利益剰余金	11,193
		自己株式	**△11,328**
		評価・換算差額等	**△2**
		その他有価証券評価差額金	△2
		新株予約権	**497**
		純資産合計	**140,510**
資産合計	**160,140**	**負債・純資産合計**	**160,140**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
賃貸収入	4,487	
配当金収入	7,818	
その他	338	12,644
営業費用		
賃貸原価	1,928	1,928
営業総利益		**10,715**
販売費及び一般管理費	2,169	2,169
営業利益		**8,546**
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	11	
有価証券売却益	126	
その他	20	169
営業外費用		
支払利息	10	
関係会社貸倒引当金繰入額	2,385	
その他	11	2,408
経常利益		**6,308**
特別利益		
固定資産売却益	38	
受取補償金	707	746
特別損失		
固定資産除売却損	70	70
税引前当期純利益		**6,984**
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	417	
法人税等調整額	105	523
当期純利益		**6,461**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月15日

株式会社　ワコールホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新免和久㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　酒井宏彰㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中嶋誠一郎㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の３第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の３第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月15日

株式会社　ワコールホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新免和久㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　酒井宏彰㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中嶋誠一郎㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2017年４月１日から2018年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月22日

株式会社 ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 中村友紀 ㊞
常勤監査役 廣島清隆 ㊞
監査役 片柳 彰 ㊞
監査役 白井 弘 ㊞
監査役 浜本光浩 ㊞

（注）監査役片柳 彰、白井 弘及び浜本光浩は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

メ　モ

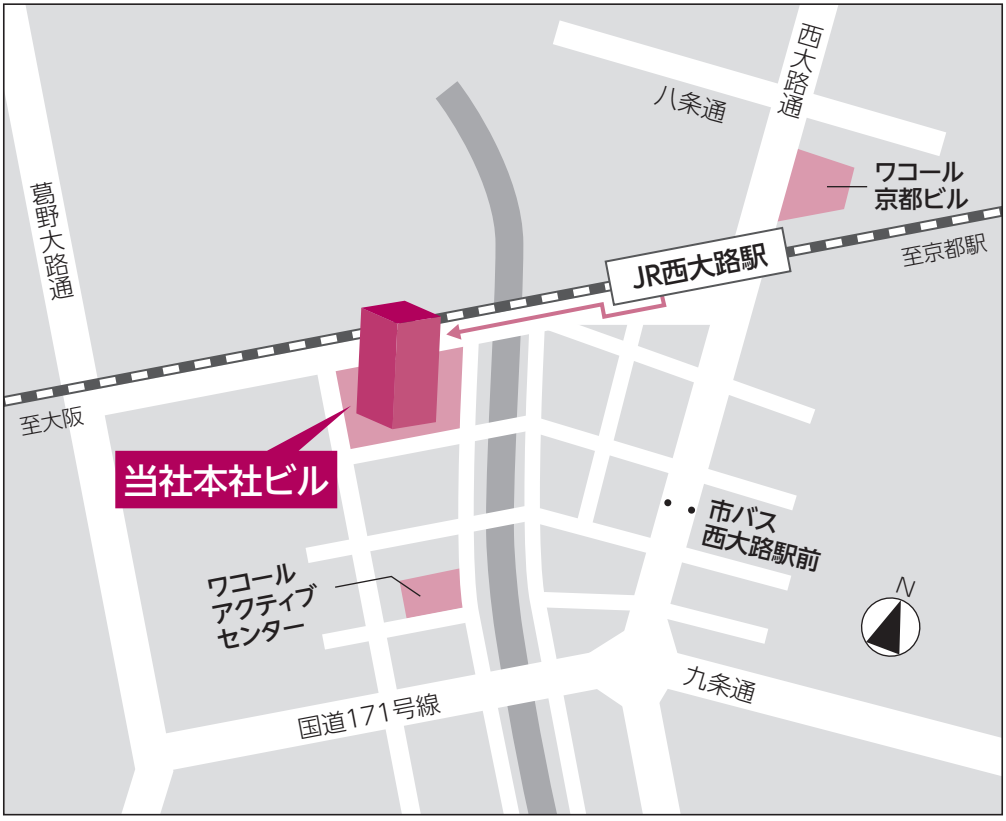
メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

京都市南区吉祥院中島町29番地

当社本社ビル 10階ホール



JR西大路駅下車 徒歩3分

駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

本年から、株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株式会社ワコール ホールディングス

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022337

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。